

社会福祉法人香川県共同募金会顕彰規程

(目的)

第1条 この規程は、篤志寄付者への感謝及び共同募金運動に功績のあった個人・団体並びにその活動が特に優秀な地区についての顕彰を定めるものとする。

(感謝及び表彰の方法)

第2条 感謝及び表彰は、香川県共同募金会会長（以下「会長」という。）から感謝状又は表彰状を贈呈して行うものとする。

2 表彰状の贈呈は、県社会福祉大会が開催される年次においては、同大会でこれを行い、同大会が開催されない年次においては、適当な方法により行うものとする。

3 感謝状の贈呈は、会長が定める適当な方法により行うものとする。

(感謝の対象)

第3条 感謝の対象は、次に定めるものとする。

- 一 寄付金額(物品の場合は時価による)が別に定める標準額に相当する個人・法人
- 二 特に功績多大なる街頭募金・学校職域募金拠出団体

(表彰の対象)

第4条 表彰の対象は、次の各号に定めるものとする。

- 一 奉仕者で、その功績が特に顕著であるもの（共同募金委員会従事者を含む。）様式1
- 二 地区及び団体で、共同募金運動の活動が特に優秀なもの様式2

(感謝及び表彰候補者の選定)

第5条 感謝及び表彰候補者の選定は、次によって行う。

- 一 共同募金委員会会長の推薦
 - 二 会長の推薦
- 2 第4条の各号に規定するもののうち、次の各号の一に該当するものは、これを除くものとする。
- 一 社会福祉関係で藍綬又は黄綬褒章を受けたもの
 - 二 共同募金運動功労者として厚生労働大臣の表彰を受けたもの

三 社会福祉功労者として知事の表彰を受けたもの

四 この規程及び中央共同募金会表彰規程により、功労者として表彰を受けたもの

(表彰の数)

第6条 各年次の表彰の数は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|----|
| 一 奉仕者に対する表彰 | 若干 |
| 二 地区及び団体に対する表彰 | 若干 |
| 三 従事者に対する表彰 | 若干 |

(顕彰対象者の決定)

第7条 会長は、第5条によって推薦された表彰候補者について顕彰審査委員会に諮り、表彰の対象者を決定するものとする。

2 感謝候補者については、会長が決定するものとする。

(顕彰審査委員会の任務)

第8条 会長の諮問に基づき、提出された候補者の功績の審査を行い、その結果を答申するものとする。

2 顕彰審査委員会に関する細則は、会長が別に定める。

(死亡した者の顕彰)

第9条 感謝又は表彰の対象者が顕彰前に死亡したときは、生前の日に遡及して感謝又は表彰することができる。

第10条 この規程を実施するため必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和39年4月1日から実施する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の改正前の支会分会事務従事者については、改正後の共同募金委員会の事務に従事したものとみなす。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

〇〇市（町）共同募金委員会

様式 1	共同募金運動奉仕功労者推薦書	
推薦順位	位	
ふりがな		
氏名 (性別)	(男・女)	
生年月日	年 月 日 (満 歳 か月)	
現住所	〒	
職業		
奉仕年数	奉仕期間	奉仕年数
	年 月から 年 月	
	計	
現在関係する公 私職の職名		
受賞歴	表彰名、受賞年月日、表彰事由	
表彰に値する具 体的事項(簡条書)		
推薦の事由		
参考事項		

様式 2		優良地区・団体推薦書
推薦順位		位
ふりがな		
地区又は団体の名称		略さずに正式名称で記載してください。（表彰状にそのとおり記入します。）
代表者職氏名		
地区	組 織	1 事務所所在地 2 設立年月日
	活動状況	過去5か年における共同募金運動の状況 ・ 目標額と実績額 ・ 広報活動の状況
団体	組 織	1 事務所所在地 2 設立年月日
	活動状況	過去5か年における共同募金運動への協力状況 ・ 募金額 ・ 奉仕実人員及び延人員
受賞歴		表彰名、受賞年月日、表彰事由
推薦の事由		